

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

池田工業高等学校長 様

年 氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ	型（ A ・ B ・ 不明 ）
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	令和 年 月 日	
受診した医療機関名		
受診日	令和 年 月 日	
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで	

令和 年 月 日

保護者氏名

印